

第2部 環境の現況と対策

第1章 人と自然との共生

第1節 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

1 すぐれた自然と身近な自然の保全

(1) 自然公園の保護管理

① 現況

(ア) 自然公園等の指定

優れた自然の風景地を保護するため、国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）を次のとおり指定しています。

表2-1-1 自然公園一覧

（単位：ha）

公 園 名	面 積							指定年月日
	特別保護 地 区	特別地域				普通地域	合 計	
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	計			
瀬 戸 内 海 国 立 公 園		2	680	199	881	657	1, 538	昭和25年5月18日
小 計		2	680	199	881	657	1, 538	
剣山国定公園		1, 240	3, 218	11, 522	15, 980	2, 196	18, 176	昭和39年3月3日
室戸阿南海岸 国 定 公 園	92	64	1, 491	2, 088	3, 643	5	3, 740	昭和39年6月1日
（阿波大島海中 公 園 地 区）	(15. 5)							昭和46年1月22日
（阿波竹ヶ島海中 公 園 地 区）	(9. 9)							昭和47年10月16日
小 計	92	1, 304	4, 709	13, 610	19, 623	2, 201	21, 916	
箸 蔵 県立自然公園						1, 183	1, 183	昭和42年1月1日
土 柱 高 越 県立自然公園						1, 586	1, 586	〃
大 麻 山 県立自然公園						1, 309	1, 309	〃
東 山 溪 県立自然公園						3, 724	3, 724	〃
中 部 山 溪 県立自然公園						5, 681	5, 681	〃
奥 宮 川 内 谷 県立自然公園						1, 325	1, 325	〃
小 計						14, 808	14, 808	
合 計	92	1, 306	5, 389	13, 809	20, 504	17, 666	38, 262	

第2節 潤いのある魅力的な生活空間の保全と創造

1 都市環境

都市公園は、都市における緑とオープンスペースにより都市の災害に対する安全性の確保、健康の増進、公害の防止、レクリエーション、スポーツ、文化活動等の需要に対処する多目的機能を有する重要な都市施設の一つです。

地震災害時における避難地、避難路、火災の延焼防止の効果、また、レクリエーション等の利用による心身の健康づくり、さらに高齢化社会に対応した住みよい安らぎのある環境の創出とコミュニティの増進に寄与するなど、都市公園は都市環境の改善を進めるうえで、最も有効な役割を果たす施設としてその整備の緊急性はますます高くなっています。

本県の都市公園の開設状況は表2-1-24のとおり合計233カ所411.76haで、都市計画区域内人口当たり面積は6.96m²/人となっており、全国平均8.48m²/人（平成15年3月末現在）を下回っています。

このうち、平成15年3月31日時点の県営都市公園の設置状況は表2-1-25のとおりです。平成15年5月31日には、鳴門ウチノ海総合公園が一部開園し、現在は南部健康運動公園の早期供用を目指し、整備促進に努めています。

表2-1-24 都市公園開設面積

（平成14年度末～H15.3.31現在）

種類 市町村	基 幹 公 園										特 殊 公 園					大規模公園					緩衝 緑地	都市 緑地	合 計		都市区	一人当			
	住 区					都 市					風致	動植 物園	その他	広域	レク 都 市	国 営	箇所	ha	千人	面積									
	街区	近隣	地区	総合	運動	人口	面積	人口	面積	人口								面積	人口	面積			人口	面積	人口	面積	人口	面積	
徳 島 市	90	12.95	4	5.44	3	15.31	2	49.23	1	9.10	3	28.81	2	29.59	1	6.50	1	58.11						10	60.53	117	275.57	268	10.28
鳴 門 市	31	6.36	4	7.67			1	10.61	1	25.60	1	3.44										1	1	7	5.89	46	60.58	62	9.77
小松島市	4	0.26															7.28								4	7.54	43	1.75	
阿 南 市	1	0.10	1	3.54																			2	6.26	4	9.90	41	2.41	
石 井 町	3	0.40					1	7.18																	4	7.58	26	2.92	
那賀川町	2	0.70																					1	2.20	3	2.90	11	2.64	
羽ノ浦町	13	1.14	2	1.37																			1	0.96	16	3.47	12	2.89	
日和佐町			1	1.30																					1	1.30	4	3.25	
牟 岐 町	1	0.13					1	5.90																	2	6.03	5	12.06	
松 茂 町	1	0.05	3	4.36																					4	4.41	14	3.15	
北 島 町	19	3.14	1	2.12																					20	5.26	20	2.63	
藍 住 町																									0	0.00	30	0.00	
鴨 島 町	3	0.69	1	2.35			1	9.20																	5	12.24	25	4.90	
脇 町																									0	0.00	15	0.00	
貞 光 町	1	0.10																							1	0.10	4	0.25	
池 田 町	3	0.78	1	0.90			1	5.70	1	7.50															6	14.88	12	12.40	
合 計	172	26.80	18	29.05	3	15.31	7	87.82	3	42.20	4	32.25	2	29.59	1	6.50	1	65.39				1	1	21	75.84	233	411.76	592	6.96

表2-1-25 県営公園の設置状況

(単位: ha)

名 称	所 在 地	公 園 面 積
蔵 本 公 園	徳 島 市 庄 町	9.1 (9.1)
新 町 川 公 園	徳 島 市 藍 場 町 外	4.9 (4.9)
鳴 門 総 合 運 動 公 園	鳴 門 市 撫 養 町 立 岩 外	25.8 (25.6)
日 峯 大 神 子 広 域 公 園	徳 島 市 大 原 町 籠 山 外	152.2 (65.4)
文 化 の 森 総 合 公 園	徳 島 市 八 万 町 向 寺 山 外	40.6 (29.2)
鳴 門 ウ チ ノ 海 総 合 公 園	鳴 門 市 鳴 門 町 高 島	22.1 (0.0)
南 部 健 康 運 動 公 園	阿 南 市 桑 野 町 桑 野 谷 外	70.0 (0.0)
計		324.7 (134.2)

() は平成15年3月31日現在の供用面積

2 風致地区

風致地区は、都市における自然的環境を良好にするために、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、条例に基づき建築物その他工作物の建設や宅地造成、土地の開墾、建築物の色彩の変更、木材の伐採等の行為に対し風致の維持のために規制を行っています。

平成14年度末における県下の風致地区の指定状況及び平成14年度中の風致地区内における許可等の件数は表2-1-26のとおりとなっています。

表2-1-26 風致地区の指定状況

(平成15年3月31日現在)

都市名	風致地区の 名 称	面積 (ha)	指定年月日	平成14年度中の許可等の件数	
				許 可	届 出
徳 島 市	眉 山	794	46. 10. 15	9	1
	城 山	21	〃		
	小 松	25	〃	2	
	日の峰大神子	182	〃		
小松島市	日の峰大神子	78	〃	1	
	金 磯 弁 財 天	8	〃		
	簀 山 恩 山 寺	112	〃		
計	6	1, 220		12	1

3 天然記念物

(1) 概要

本県における国・県の指定件数は、動物10件、植物64件、地質・鉱物10件であり、また、市町村指定の天然記念物の数もおよそ100件を数えています。その範囲は広域にわたっているものもあり、今後の保護行政の在り方は自然環境保全と密接に関連した重要な課題となっています。

なお、県内各地に分布する国・県指定の天然記念物については、県内に配置されている16名の文化財巡視員による文化財パトロールが実施されています。

また、カモシカの分布・生息状況については、平成6年度から2か年計画で特別調査が実施され、前回（昭和63年度、平成元年度実施）に比べ、カモシカの個体数は増加し、分布も剣山を中心にして四国東南部山岳地帯のかなり広い範囲に及んでいると考えられます。

(2) 事業内容

補助事業としては、説明板や標柱の設置、除草などの環境整備のほか、特に植物に関しては必要に応じて土

壤改良や害虫駆除等の樹勢回復事業等を実施しています。

また、カモンカに関しては平成14・15年度の2か年計画で特別調査を実施しました。

(3) 保護・保存について

国指定のものは文化財保護法により、また、県指定のものは文化財の保護に関する条例により守られています。天然記念物の周辺の開発や天然記念物に係る事業の施行に際しては、工事の施工方法等について、その保護保存に配慮したものとなるよう関係機関と事前協議を行った上、現状変更の許可申請が必要です。

表2-1-27 天然記念物等数 (平成15年12月現在)

		国指定	県指定	計
天然記念物	地質・鉱物	2	8	10
	動物	7	3	10
	植物	10	54	64
	計	19	65	84
名勝・天然記念物		0	2	2

4 今後の取組の方向性

(1) 都市環境

豊かな生活環境の保全と創造を図るため、都市公園等の整備を進めてまいります。

(2) 風致地区

「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正をうけ、緑地率の制定等を行い、また同時に現行条例の見直し、平成15年度に条例の改正を行います。

今後も、都市の自然を守り、付近の景観を重視し、住みよい町づくりを目的として取り組んでまいります。

(3) 天然記念物

天然記念物の動植物の中には、生息・生育の状況が変化し、自然のままでは、良好な状態を保つことができないものがあります。その場合には、原因を明らかにした上で、積極的な保護の手をさしのべる必要があり、生育環境の改善や樹勢の回復、飼育・繁殖等の事業を進める必要があります。地質・鉱物についても風化や浸食から天然記念物を良好な状態に保つために、適切な保護が必要となります。

また、天然記念物は地域の自然と文化の結びつきを知るとてもよい教材です。そこで、広く天然記念物の価値を認識してもらうための取組と、天然記念物の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活に活かすための取組が必要です。

図2-1-1 公園区域

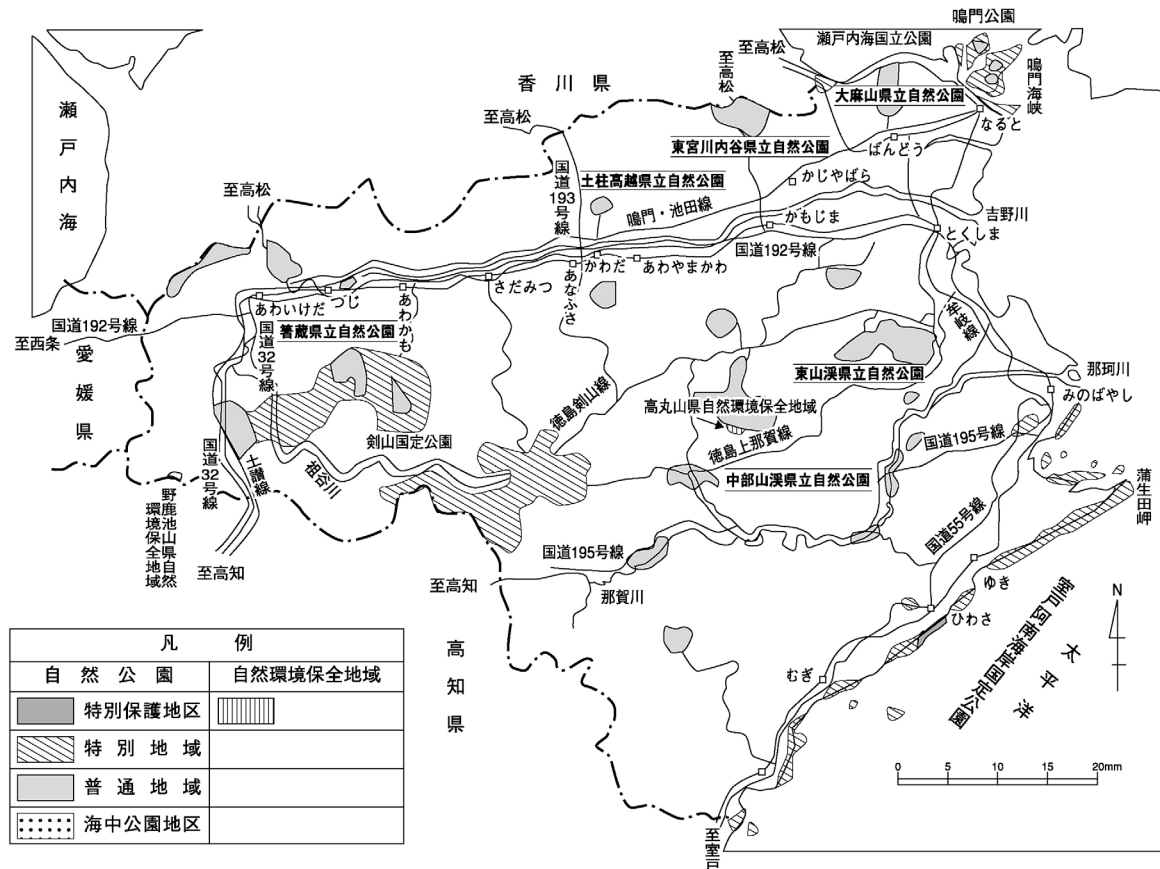


表2-1-2 自然環境保全地域

(単位：ha)

自然環境保全地域名	面 積			指定年月日
	特別地区	普通地区	合 計	
高 丸 山	20.5	8.5	29.0	昭和52年3月11日
野 鹿 池 山	2.0	8.0	10.0	昭和57年1月29日
合 計	22.5	16.5	39.0	

(イ)公園計画の策定と再検討

公園計画とは、優れた自然の風景地である自然公園のそれぞれの特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、豊かな自然環境を保全するか、またどのように利用させるかについて定めるものです。つまり、自然公園の保護又は利用のための規制又は施設整備に関する計画です。

各公園における見直しの状況は次のとおりです。

a 瀬戸内海国立公園

昭和32年及び45年に保護及び利用計画が決定され、その後全面的に見直しは行われていませんでしたが、平成2年度に再検討作業を終了し、公園計画が変更されました。

b 剣山国定公園

昭和61年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。またその後の状況変化に対応するため、平成5年度にも公園計画が変更されました。

c 室戸阿南海岸国定公園

平成9年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

d 県立自然公園

県下の6県立自然公園は、区域の指定のみであり、公園計画は策定されていません。

(ウ) 自然公園等の監視体制

a 自然公園監視員

自然公園等の適切な管理を行うため、昭和48年度から自然保護監視員を県下に配置し、各農林事務所長の指導監督を受け、自然環境保全に関する監視、指導、情報収集等を行っています。

平成14年度における監視員の配置状況は表2-1-3のとおりです。

表2-1-3 自然保護監視員配置状況

(単位：人)

農林事務所	徳島	阿南	日和佐	川島	脇町	池田	合計
監視員配置数	14	11	10	8	12	11	66

b 自然公園巡視員

平成4年度から自然公園巡視員（1名）を置き、自然公園等の監視業務を行っています。

② 対策

(ア) 自然公園等における各種行為の規制

自然公園法、徳島県立自然公園条例及び徳島県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の区域内においては、その区域の風致景観を保全するため、各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）の規制を加えております。

規制の範囲は、自然公園区域内に指定されている特別地域、普通地域によって異なっており、また許可権限者についても国立公園は環境省大臣、国定公園及び県立自然公園は県知事となっています。

なお、国立、国定公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

平成14年度における自然公園ごとの許可、届出等の件数は、表2-1-4のとおりです。

表2-1-4 自然公園内許可等件数

(単位：件)

自然公園別 事項別		剣山国定公園	室戸阿南海岸 国定公園	県立自然公園	計
特別地域許可	工作物の新改増築	13	20		33
	土石の採取	2	0		2
	木竹の伐採	1	3		4
	広告物の設置	2	0		2
	土地の形状変更	1	3		4
	指定植物の採取	2	1		3
普通地域届出	工作物の新改増築	0	1		1
特別地域内協議 普通地域内通知	工作物の新改増築	3	0		3
条例に基づく届出	工作物の新改増築			2	2
	土石の採取			5	5
計		24	28	7	59
公園事業認可・執行承認		3	1	0	4

(イ)自然公園等における監視状況

平成14年度における自然公園監視員の監視日数は延べ2,520人・日となっています。

③ 今後の取組の方向性

(ア)国立公園、国定公園の公園計画の策定と再検討

国立公園においては国が、国定公園については県が必要に応じて見直しを図ります。

(イ)県立自然公園の公園計画の策定

- ① 特に保全すべき景観や生態学的に重要な自然がある。
- ② 指定時に比べて景観が著しく改変されている。
- ③ 地元市町村や地域住民及び利害関係者の理解と協力が得られる。

以上のことが満たされる公園については、公園計画の策定を図ってまいります。

(ウ)自然公園等の監視体制

不法投棄や自然公園の利用者の増加に伴い、環境負荷の増大、マナーの低下等の問題が生じているとともに、平成15年4月から自然公園法が改正され、生物多様性の確保や規制の強化が図られました。

これらに対応し、貴重な自然環境を有している自然公園等の保全と適正な利用を図るために、県民との協働により監視体制の充実・強化を図ります。

(2)身近な自然の保全

① 現況

(ア)ふるさと自然ネットワークの構築

自然との共生を県民が身近なところで感じ、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全・創出を県民協働で進め、ふるさとの多様な自然を将来世代へよりよい形で伝えることを目的に策定した「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、身近な自然環境の保全を支援しています。

(イ)グラウンドワーク（身近な地域環境改善活動）の推進

身近な自然環境改善活動を地域住民が主役となり、行政や企業の3者が一緒になって行うグラウンドワークについて、その全県的な推進を図っています。

(ウ)森林

本県は、森林が県土の75%に当たる313千ヘクタールを占める森林県であります。森林は、木材生産はもとより県土の保全や水資源のかん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。最近では、二酸化炭素の吸収・固定、保健・文化・教育的利用、野生動植物の生息の場としての期待も高まっており、こうした森林の持つ多面的機能の発揮が強く求められております。

森林の所有管理形態は、国有林が全体の6%で、残りは私有林や県・市町村有林などの民有林となっております。

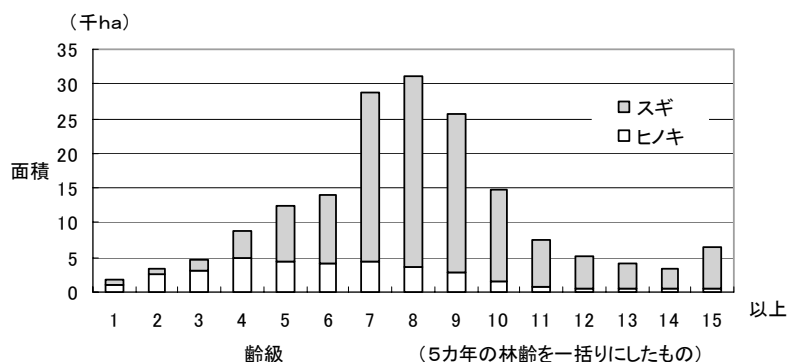
森林の特徴としては、古くから林業が盛んであることや戦後の荒廃した森林の復旧、旺盛な木材需要に対応することなどを目的として人工造林が進み、現在では民有林の63%がスギを中心とした人工林となっています。また、人工林は、戦後植林されたものが多く、加えて伐採林齢が高くなっていることで、間伐等の保育を必要とする45年生以下の人工林が全体の約8割を占めております。

表2-1-5 森林資源現況表

森林面積(h a)								森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千㎡)		
国有林	民有林					その他	計		人工林	天然林	計
	人工林	人工林率 (%)	天然林	その他	計						
18, 834	186, 131	63	103, 067	4, 966	294, 164	35	313, 032	75	45, 888	11, 285	57, 173

資料：林業振興課「森林資源現況表」

図2-1-2 スギ・ヒノキ人工林年齢構成（民有林）



② 対策

（ア）ふるさと自然ネットワークの構築

地域の多様な自然環境を活かしたビオトープの保全・創出を県民協働で進めるとともに、地域におけるビオトープの取り組みを効果的に進めるため、ビオトープ・アドバイザーの派遣を8回、ビオトープ講演会を3回実施しました。

表2-1-6 平成14年度ビオトープ保全・創出事業

市町村	実施主体	種別
美馬町	三頭ふれあいの森実行委員会	里山ビオトープ
牟岐町	牟岐町	学校ビオトープ
阿波町	阿波町	学校ビオトープ
勝浦町	与川内ホタル村保存会	河川ビオトープ
石井町	石井町	学校ビオトープ

表2-1-7 平成14年度ビオトープ・アドバイザー派遣状況

年月日	場所	参加人数
平成14年 8月 4日	阿波町大久保谷川	17
平成14年 9月 9日	石井町藍畑小学校	40
平成14年10月 9日	徳島市昭和小学校	21
平成14年10月22日	上板町高志小学校	6
平成14年11月 5日	美馬町三頭山	8
平成14年11月 9日	鳴門市板東谷川	13
平成15年 2月 9日	上勝町八重地	7
平成15年 3月 9日	美馬町三頭山	8
計	8	120

（イ）グラウンドワークの推進

身近な地域の自然環境改善活動を推進するため、地域活動の核となる自然環境ボランティアリーダーを養成する徳島自然共生塾を開講しました。

表2-1-8 平成14年度自然環境ボランティアリーダー養成

応募者（人）			受講者（人）			修了者（人）		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
37	23	60	28	22	50	25	15	40

（ウ）森林

森林に対する県民の要請が多様化・高度化するなか、「環境の世紀」といわれる21世紀の始まりである平成13年度に、将来を見据えた本県の森づくりの理念となる「とくしま森林づくり構想」を策定しております。

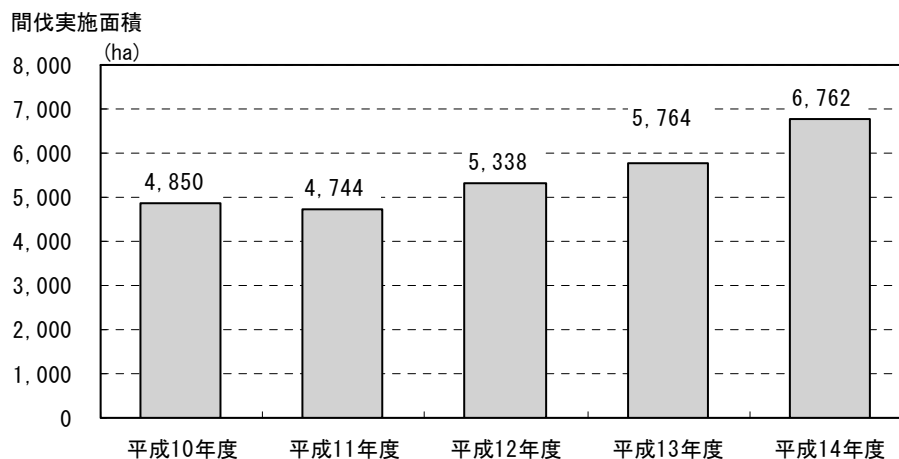
この構想に基づき、森林を最も重視する機能に応じて、「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの森林づくりの方向を示すとともに、県民と行政が一体となり、役割に応じて森林づくりに取り組み、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林への対策を進めています。

a 森林の整備

森林整備の目標や基本的な事項を定める地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画の樹立及び推進指導を行うなど、森林計画制度の適切な運用により、健全な森林の維持・造成を図っております。

また、森林施業を計画的かつ効果的に進めるため、路網の整備や森林整備地域活動支援交付金制度などを活用し、間伐を中心に造林、保育等の森林整備を推進しております。

図2-1-3 間伐実施面積の推移



b 森林の保全

水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能が特に高い森林を保安林に指定し、計画的な保安林整備を進めております。平成14年度末現在の保安林は、103,647haで、県下森林面積の約33%を占め、県土の保全に大きく寄与しております。

保安林以外の森林の開発を行う場合には、当該開発行為により周辺地域における土砂の流出等の災害または水害、あるいは水の確保などに支障が発生しないように、1haを超える開発行為については規制し、林地開発の適切な指導に努めています。

一方、森林病虫害の被害は松くい虫によるものが多く、その被害材積は昭和56年度の37,340m³をピークに減少傾向にあるものの、年間1,000m³から2,000m³程度で被害が推移しており、防潮、防風、風致などの機能を持つ松林にあっては、その保全が強く求められております。

このため、関係市町村と連携し、薬剤の空中・地上散布、被害木駆除等の防除対策や樹種転換に加え、抵抗性松の植栽による松林の機能回復に取り組んでおります。

表2-1-9 保安林指定状況

区分	保安林の種類	面積
国有林	水源かん養保安林	17,998
	土砂流出防備保安林	377
	計	18,375
民有林	水源かん養保安林	69,932
	土砂流出防備保安林	12,885
	土砂崩壊防備保安林	180
	その他	2,275
	計	85,272
合 計		103,647

表2-1-10 松くい虫の被害状況及び防除の推移

年度	10	11	12	13	14
被害状況(材積:m³)	2,305	935	1,323	1,930	2,187
空中散布(面積:ha)	39	39	39	39	30
地上散布(面積:ha)	41	40	40	41	36
被害木駆除(材積:m³)	1,140	466	648	911	785

c 森林とのふれあいの場の提供

都市化の進展による生活環境の変化、日常生活における余暇時間の増大等により、森林をフィールドとしたレクリエーション活動や自然観察等が活発化しているのに加え、森林の香気を浴びて心身をリフレッシュさせる森林浴が浸透するなど、森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用が求められており、県下の休養林等は重要な役割を担っています。

表2-1-11 休養林等の概要

名 称		所 在 地	面 積(ha)	設定年月日
剣山自然休養林		東祖谷山村	947.33	S46.12.1
		一 字 村		
		木 沢 村		
県 民 の 森		一 字 村	127.95	S42.5～S44.9
生活環境保全	東 龍 王	徳 島 市	218.44	H3.4
		神 山 町		
	大 川 原	佐那河内村	52.00	S49.4
	婆 羅 尾	徳 島 市	26.20	S54.4
		勝 浦 町		
	大 地	神 山 町	34.40	S59.4
	竜 王 山	美 馬 町	32.00	S63.4
	柴 小 屋	神 山 町	83.50	S62.4
	南 川	鷺 敷 町	24.80	S62.4
	植 桜	川 島 町	14.20	H1.4
	中 尾 山	木 屋 平 村	58.60	H3.4
	船 窪	山 川 町	26.70	H3.4
	金 清	市 場 町	11.00	H4.4
	土 柱	阿 波 町	11.10	H7.4
	風 呂 ノ 塔	三 加 茂 町	27.00	H10.4
	龍 蛇 谷	土 成 町	166.66	H11.4

資料：林業振興課「平成15年度みどりの要覧」

③ 今後の取組の方向性

「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、ビオトープネットワーク方針図にそったビオトープの保全・創出を支援するとともに、自然環境ボランティアリーダーなどの人材を育成し、普及啓発を推進することにより、身近な地域の自然環境の保全を図っていきます。

また、県土の75%を占める森林は、県土の保全、水源のかん養、やすらぎの空間の提供など、環境財としてその効用は県全体に及んでおり、さらには、二酸化炭素の吸収源としてもその重要性はますます高まっております。

このため、間伐等による健全な森林を整備するとともに、保安林の指定などにより、森林の適切な保全・管理を図ります。また、県民が森林に親しむ機会の拡充・強化を図るなど、環境を重視した多様な森林づくりを推進します。

2 生物多様性の保全

(1) 希少な野生生物の保護

① 現状

現状において本県に生息する野生生物種数としては、既存の資料等によると、植物では、維管束植物（シダ植物、裸子植物、被子植物）が約3,500種、高等菌類（キノコ）が600種余り、海藻が240種余り、動物では、脊椎動物が650種余り、無脊椎動物が5,000種余り確認されています。しかし、本県における野生生物種についての総合的な把握は十分ではなく、分布状況についてもよく分かっていないのが実状であり、各種のさらなる調査と分析・把握が必要です。

② 対策

絶滅のおそれのある野生生物の保護や、生物多様性の確保のための基礎資料とするため、本県では6年間の調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発刊しました。本書には、脊椎動物151種、無脊椎動物202種、維管束植物814種が掲載されています。

また、この「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を野生生物に関心を持つ多くの県民の方に活用していただくために、徳島県版レッドデータブック・普及版を動物編（平成14年）と植物編（平成15年）に分けて発刊しました。

表2-1-12 徳島県版レッドデータブック掲載種数一覧

カテゴリー 分類群		絶滅	絶滅危惧			準絶滅 危惧	情報 不足	地域 個体群	留意	計	対象種
			I 類	II 類	小計						
脊椎動物	哺乳類		2	1	3	5		1		9	40
	鳥類		16	24	40	32	2			74	328
	は虫類		1	3	4	4				8	17
	両生類		1	4	5	1				6	17
	淡水・汽水魚類	1	10	6	16	13	4		20	54	171
	小計	1	30	38	68	55	6	1	20	151	573
無脊椎動物	昆虫類	1	34	13	47	33	3	2	8	94	(*)4000
	その他の無脊椎動物		25	28	53	28	20		7	108	1366
	小計	1	59	41	100	61	23	2	15	202	5366
動物計		2	89	79	168	116	29	3	35	353	5939
維管束植物		30	533	156	689	19	73	3		814	(*)3500
合計		32	622	235	857	135	102	6	35	1167	9439

(*) 掲載種選定時点における概数である。

③ 今後の取組の方向性

環境省は、「生物多様性国家戦略」及び「生物多様性保全地域計画ガイドライン」において、地方自治体の役割を示しています。

本県においても、生物多様性の確保を図り、生存基盤といわれる自然環境を良好な形で将来世代に継承するために、本県の状況に即した保全策の策定に向けた検討を進めていきます。

(2) 野生鳥獣の適正な保護管理

① 現況

本県は、328種の鳥類、42種の哺乳類が生息していますが、近年土地の高度利用等により生息環境が変化し、ツキノワグマ等多くの種が減少傾向にあると考えられます。一方で、ニホンジカ等一部の野生鳥獣の地域的な増加に伴い、中山間地域を中心とする農林業被害の拡大といった問題が顕在化しています。

② 対策

近年、私たちを取りまく自然環境、とりわけ野生鳥獣に対する社会的関心は高まりつつあります。また、シカ等の特定種の著しい増加やクマ等の減少は自然環境の悪化の指標ともいわれており、野生鳥獣の適正な保護管理が強く求められています。

本県としても野生鳥獣の生息環境の変化に対応し、長期的視点に立った計画的鳥獣保護施策を推進するため、第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～平成18年度）に基づき鳥獣保護事業を実施しています。

(ア) 鳥獣保護区及び同特別保護地区の設（指）定

鳥獣の保護を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%に当たる55箇所23,814haを鳥獣保護区（国設を含む）として設定し、その保護を図っています。

また、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣及びその生息地の保護を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、23箇所2,873haを特別保護地区（国指定を含む）として指定し、立木の伐採、工作物の設置等の行為を規制してその保全を図っています。

表2-1-13 平成14年度県設鳥獣保護区設定状況

事由	設定目的	名称	所在地	面積 ha		存続期間
				保護区	特保地区	
新設	身近な鳥獣生息地	神山森林公園	徳島市，神山村	297		H14. 11. 1～H24. 10. 31
更新	身近な鳥獣生息地	いきものふれあいの里	佐那河内村	400		〃
更新	森林鳥獣生息地	春森	上那賀町	380	160	〃
更新	森林鳥獣生息地	軺奥	海南町，海部町，穴喰町	600		〃
更新	森林鳥獣生息地	大歩危	山城町，西祖谷山村	500	144	〃
		5箇所		2, 177	304	

表2-1-14 鳥獣保護区、同特別保護地区の設（指）定状況（平成14年度末現在）

区分		県設鳥獣保護区 設定実績	同特別保護地区 指定実績	備考
森林鳥獣 生息地	個所数	30	15	他に大規模生息地の保護区として、国設剣山山系鳥獣保護区があります。 8,330ha（うち特別保護地区995ha）
	面積	10,140ha	1,306ha	
集団渡来地	個所数	3	1	
	面積	674ha	160ha	
集団繁殖地	個所数	1		
	面積	170ha		
身近な鳥獣 生息地	個所数	20	6	
	面積	4,500ha	412ha	
計	個所数	54	22	
	面積	15,484ha	1,878ha	

(イ) 休猟区の設定

一定の地域において狩猟鳥獣が減少した場合は、必要により休猟区に設定しその増加を図っています。

表2-1-15 休猟区の設定状況

年 度	個所数	面積(h a)	備 考
12	5	5,150	存続期間3年
13	7	7,381	
14	2	1,464	
計	14	13,995	

(ウ) 銃猟禁止区域の設定

銃器を用いた狩猟による危険等の予防のため、都市地域、学校や住宅地に近接した山野等を銃猟禁止区域に設定しています。この区域では銃器を使用しての狩猟が禁止されるため、鳥獣の保護にも寄与しています。

表2-1-16 銃猟禁止区域の設定状況

事由	個所数	面積(h a)	備考
設定	9	1,811	存続期間5年
累計	70	37,390	

(エ) 鉛散弾規制地域の設定

鳥獣が山野や水辺に残留した散弾を飲み込むことにより発生する鉛中毒を予防するため、阿南市橘湾の一部を橘湾鉛散弾規制地域(98ha)に設定しています。

(オ) 鳥獣生息調査等の実施

鳥獣保護施策を講ずる基礎資料とするため、鳥獣生息状況調査、特定鳥獣等保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、鳥獣保護区等設定効果測定調査、キジ放鳥効果測定対策等を実施しています。

(カ) 狩猟免許等の交付状況

平成14年度における狩猟免許者数及び狩猟者登録者数は、表2-1-17のとおりです。

ただし、狩猟免許者数については、狩猟免許の有効期間が3年となっているため、3カ年の数値を記載しています。

表2-1-17 狩猟免許及び狩猟者登録状況

免許の種別	狩猟免許(更新者を含む)				狩猟者登録		
	12年度	13年度	14年度	累計	県内者	県外者	計
甲種	358	110	194	662	511	23	534
乙種	2,054	109	98	2,261	1,875	229	2,104
丙種	18	2	9	29	81	1	82
計	2,430	221	301	2,952	2,467	253	2,720

(キ) 狩猟の適正化

狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護員(42人)その他関係機関の協力を得て取締及び指導を実施しています。また、狩猟者の資質の向上を図るため、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録等の機会をとらえて、法令の周知、マナーアップ等に努めています。

(ク) 鳥獣捕獲数の推移

昭和59年度以降の狩猟による鳥獣捕獲数の推移は、表2-1-18のとおりです。

表2-1-18 鳥獣捕獲数の推移

(単位:羽)

鳥 類																	
年 度	計	ゴ イ サ ギ	キ ジ	ヤ マ ド リ	ウ ズ ラ	コ ジ ユ ツ ケ イ	カ モ 類										
							小 計	オ ナ ガ ガ モ	コ ガ モ	ヨ シ ガ モ	マ ガ モ	カ ル ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キン クロ ハ ジ ロ	ス ズ ガ モ
59	39,058	211	2,133	1,467	503	3,092	8,896	103	1,962	140	4,132	1,356	1,152	18		4	23
60	46,115	202	2,356	2,751	349	3,854	7,956	94	2,453	241	2,872	1,535	683	24	10	21	15
61	36,076	162	1,938	1,601	207	2,470	7,259	54	2,000	126	3,125	1,353	526	41	2	5	10
62	37,677	117	2,190	1,336	182	2,217	6,439	61	1,781	152	2,539	1,332	533	14	1	4	10
63	29,302	85	2,129	1,073	238	1,908	7,180	76	1,873	89	3,108	1,398	611	29	9	6	1
元	27,819	114	2,818	1,499	329	2,016	5,678	32	1,280	87	2,372	1,388	473	25	9	2	5
2	22,091	225	1,988	880	86	1,611	6,074	41	1,758	113	2,187	1,391	546	21	2	3	3
3	29,174	54	2,182	803	90	1,796	8,074	60	2,037	168	3,116	1,649	963	51	10	8	7
4	27,586	51	2,275	1,094	89	1,780	7,316	155	1,743	220	3,089	1,250	776	36	6	5	31
5	20,032	35	1,834	582	70	1,297	7,231	83	1,791	160	2,840	1,405	880	46	6	9	0
6	25,616	32	1,687	858	64	1,086	6,059	21	1,613	98	2,436	1,246	616	15	7	0	7
7	15,614	60	1,315	376	61	665	6,026	33	1,362	151	2,398	1,329	715	14	3	6	10
8	26,507	25	1,858	1,137	49	852	6,374	25	1,631	39	2,531	1,365	753	19	10	0	0
9	16,444	16	1,444	390	37	604	5,445	23	1,157	102	2,317	1,102	662	43	21	2	12
10	21,829	27	1,228	445	47	566	5,235	14	1,259	98	1,810	1,060	912	36	29	2	14
11	13,017	3	1,024	411	40	302	3,417	8	555	18	1,790	674	361	8	3	0	0
12	12,650	5	790	282	4	245	3,240	12	415	22	2,037	420	300	19	12	0	3
13	8,773	2	670	191	4	169	2,852	5	439	10	1,456	638	301	0	3	0	0
14	13,511	0	628	454	15	176	2,519	0	252	6	1,602	481	165	13	0	0	0

鳥 類																		
年 度	カ ビ ロ ウ ド キン ク ロ	モ ク ロ ガ モ	類 コ オ リ ガ モ	ウ ミ ア イ サ	バ ン	タ シ ギ	ヤ マ シ ギ	キ ジ バ ト	ス 類				ズ メ 類			ム ク ド リ	ヒ ヨ ド リ	コ ウ ラ イ キ ジ
									小 計	ハ シ ブ ト ガ ラ ス	ハ シ ボ ソ ガ ラ ス	ミ ヤ マ ガ ラ ス	小 計	ス ズ メ	ニ ュ ウ ナ イ ス ズ メ			
59	0	6	0	2	331	856	396	10,159	940	423	310	107	10,072	10,064	8	—	—	0
60	0	8	0	1	230	991	395	9,634	1,211	803	317	91	16,185	16,150	35	—	—	0
61	0	17	0	0	218	342	225	6,871	743	442	204	97	14,037	14,010	27	—	—	0
62	5	7	0	2	297	415	206	7,442	832	501	245	86	16,002	15,984	18	—	—	0
63	0	8	2	4	211	210	151	6,324	655	419	141	95	9,064	9,044	20	—	—	0
元	0	5	0	8	189	93	210	6,164	1,013	579	314	120	8,288	8,251	37	—	—	0
2	3	4	2	1	199	518	150	5,141	655	342	189	164	4,523	4,501	22	—	—	0
3	0	5	0	15	211	786	194	5,268	1,000	655	270	75	8,701	8,664	37	—	—	0
4	0	2	3	1	220	572	208	4,993	1,012	691	327	84	7,888	7,808	80	—	—	0
5	0	10	0	0	240	418	164	3,836	840	622	145	73	3,486	3,442	44	—	—	0
6	—	0	—	—	242	244	112	3,573	672	369	195	108	4,680	4,620	40	213	6,094	0
7	—	5	—	—	211	260	86	2,751	603	364	154	85	1,059	1,043	16	117	1,975	49
8	—	1	—	—	286	341	110	3,883	865	514	289	62	3,560	3,520	40	276	6,880	11
9	—	4	—	—	293	354	90	3,098	727	457	221	49	1,889	1,873	16	188	1,867	2
10	—	1	—	—	209	241	97	2,811	590	356	194	40	4,014	3,957	57	96	6,220	3
11	—	0	—	—	180	150	18	2,243	545	427	78	40	2,840	2,828	12	32	1,812	0
12	—	0	—	—	64	143	34	1,948	476	447	29	0	2,193	2,193	0	73	3,144	0
13	—	0	—	—	62	123	25	1,382	361	265	96	0	365	365	0	46	2,521	0
14	—	0	—	—	62	48	49	1,021	404	208	196	0	1,720	1,720	0	80	6,335	0

(単位：頭)

年 度	計	獣										類									
		ク マ	イ ノ シ シ	オ ス ジ カ	メ ス ジ カ	キ ツ ネ	タ ヌ キ	ア ナ グ マ	テ ン	ム サ サ ビ	リ ス	オ ス イ タ チ	ノ ウ サ ギ	ノ ネ コ	ノ イ ヌ	ヌ ー ト リ ア	ミ ン ク	ア ラ イ グ マ	シ マ リ ス	タ イ ワ ン リ ス	ハ ク ビ シ ン
59	5,565	0	687	367	—	1	260	1	20	50	59	330	3,729	25	136	0	—	—	—	—	—
60	4,629	0	833	244	—	1	111	9	40	43	37	32	3,139	11	129	0	—	—	—	—	—
61	5,747	0	768	288	—	2	144	15	52	18	19	194	4,099	22	126	0	—	—	—	—	—
62	4,621	0	1,015	268	—	3	85	12	12	26	19	25	3,009	24	123	0	—	—	—	—	—
63	3,936	0	916	262	—	2	230	7	35	19	13	18	2,325	21	88	0	—	—	—	—	—
元	5,064	0	1,460	427	—	2	321	18	59	12	13	285	2,305	48	114	0	—	—	—	—	—
2	4,311	0	1,095	549	—	2	127	35	25	13	8	19	2,354	3	81	0	—	—	—	—	—
3	4,633	0	1,410	531	—	0	300	10	40	7	14	37	2,155	26	103	0	—	—	—	—	—
4	5,049	0	1,146	488	—	—	376	12	70	12	2	151	2,716	5	71	0	—	—	—	—	—
5	4,233	0	1,223	615	—	—	224	19	36	13	3	38	1,977	7	78	0	—	—	—	—	—
6	4,081	—	1,224	813	—	—	209	28	35	—	—	111	1,548	6	70	2	0	1	0	0	34
7	3,903	—	1,391	761	—	—	183	16	20	—	—	92	1,325	1	73	0	0	0	0	0	11
8	4,356	—	1,902	688	—	—	284	31	51	—	—	88	1,147	10	106	0	0	0	2	0	47
9	3,536	—	1,469	641	—	—	215	10	30	—	—	70	984	8	54	0	0	0	1	0	54
10	4,381	—	2,288	836	—	—	292	30	26	—	—	100	709	2	43	1	0	0	0	0	54
11	3,901	—	2,303	944	—	—	109	0	18	—	—	18	467	1	22	0	0	0	0	0	11
12	3,338	—	1,931	835	—	—	187	2	7	—	—	30	334	2	17	0	0	0	0	0	20
13	4,588	—	2,987	954	213	—	85	6	2	—	—	2	334	0	1	0	0	0	0	0	4
14	5,030	—	3,286	942	266	—	153	6	7	—	—	1	323	0	35	0	0	0	0	0	11

(ケ) ニホンジカの保護管理

本県南部地域におけるニホンジカによる農林業被害を低減し、人とシカとの共存を図るため、平成13年9月、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（当時）に基づく特定鳥獣保護管理計画である「徳島県ニホンジカ保護管理計画」を樹立し、同年11月から科学的かつ計画的なニホンジカの保護管理を実施しています。

(コ) 捕獲禁止

本県では、狩猟鳥獣のうち、徳島県版レッドデータブックで準絶滅危惧に指定され、特に個体数が少ないと考えられるキツネを捕獲禁止にしています。

また、全国的にもメスキジ、メスマドリが、一部地域を除いてツキノワグマ、メスジカが捕獲禁止になっています。

なお、本県では、ニホンジカの適正な保護管理を図るため、平成13年度の猟期から勝浦郡、阿南市、那賀郡（那賀川町、羽ノ浦町を除く。）、海部郡に限ってメスジカの捕獲禁止を解除しています。

(サ) 有害鳥獣駆除事業

農林水産物に被害を与えている鳥獣に対しては、徳島県鳥獣捕獲許可事務実施要領に基づき、猟友会の協力を得て、被害を最小限にとどめるように各市町村において駆除を実施し、農林水産業の振興に寄与しています。

③ 今後の取組の方向性

鳥獣保護事業の実施は、鳥獣及びその生息環境の保全・整備を図り、狩猟や鳥獣捕獲許可の適正な運用を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものです。鳥獣保護の事業を進めるには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、関係機関やNGOとの連携を強めつつ人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発を進めながら、適正な事業推進を行います。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの場の確保

県民の自然とのふれあいへの感心は年々高まっており、自然との交流を図る健全な野外活動は、県民生活においてますます重要性を増しておりますが、自然や風致景観を損なわないような施設整備が重要となっています。

① 現況

(ア) 自然公園の施設

駐車場、公衆トイレなどの施設を中心に、自然公園を快適に利用できるよう利便性を追求した施設を整備しています。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の施設

「四国のみち」は、公道、遍路道などを利用して、自然に親しみながら四国を一周することができるように整備した全長1545.6km、123コース（内、徳島県318.5km、24コース）の長距離自然歩道です。標識、四阿などの施設を中心に、自然歩道を安全に利用できるように整備しています。また、自然歩道を楽しんでいただくためのパンフレットを無料で配布しています。

(ウ) 野鳥の森

野鳥の生態観察を通じて野鳥に関する知識を深め、野生鳥獣保護思想の高揚を図るため、誰もが野鳥と身近に接することのできる場として、野鳥の森（名西郡石井町21ha）を整備しています

② 対策

平成14年度における利用施設の整備は次のとおりです。

(ア) 公共事業

国定公園の公園計画に基づき、剣山国定公園の利用施設の整備を、環境省の補助事業である自然公園等整備事業により実施しました。（表2-1-19）

表2-1-19 平成14年度自然公園等整備事業

公 園 名	事 業 概 要	事業費(千円)
剣山国定公園	見ノ越駐車場整備	114,000
	剣山縦走線歩道整備、標識整備	20,000
計		134,000

(イ) 県費補助事業

自然環境保全施設整備事業は、自然公園及びこれに準ずる地域における自然環境の保全を図りその適正な利用を促進するとともに、四国いやしのみちづくりを推進するために、市町村等が行う環境保全、施設の整備に要する経費に対し、事業費の2分の1以内の補助金の交付をするものです。（表2-1-20）

表2-1-20 平成14年度自然環境保全施設整備事業

番号	補助対象市町村	補助額(千円)	施設内容
1	由 岐 町	8,000	公衆トイレ改築
2	阿 波 町	5,000	土柱公園遊歩道整備工事
3	池 田 町	6,000	祖谷溪展望所修繕工事
4	川 島 町	1,000	いやしの道 四阿
計		20,000	

③ 今後の取組の方向性

(ア) 自然公園の施設整備

将来の利用促進と環境保全を柱にしていた施設整備はもちろんのこと、利用者の安全確保や身障者や高齢者にも配慮した施設の整備を進めるとともに、環境保全そのものを目的とした事業も実施します。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の整備

老朽化している施設を適切に維持管理するとともに、利用者が快適で安全に通行できる必要最小限の施設整備を実施します。

(2) 自然とのふれあい活動の推進

① 現況

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

佐那河内村に設置されている県立佐那河内いきものふれあいの里は、ネイチャーセンターのあるセンターゾーンと6つの自然観察スポット及びキャンプ場で構成されており、野鳥や植物などの自然観察や様々な自然体験学習の機会を県民に提供し、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発活動を推進しています。

(イ) 自然環境協力員の育成

自然環境保全に対する県民意識の高揚を目的としたボランティア参加による自然環境協力員への登録を行った県民を中心に、ネイチャースクール（研修会）や身近な自然一斉調査への参加を呼びかけ、自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を行い、自然とのふれあいを推進しています。

(ウ) 愛鳥週間

愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）は、自然の中で野鳥に親しみ、自然を保護する心を育むために設けられたものです。県では関係団体の協力の下、様々な催しを実施しています。

② 対策

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

ネイチャーセンターに植物、野鳥、小動物などのそれぞれを専門とする3名の自然観察指導員を常駐させ、大川原地域の豊かな自然環境を利用した自然観察会などを開催するとともに、各施設における案内や自然観察の指導を行い、自然とのふれあい活動を実施しています。

表2-1-21 自然観察会参加者数（平成14年度前期）

開催日(曜日)	観察会(テーマ)	参加人数
4. 27(土)	ウグイスを探してみよう	2
4. 28(日)	ウグイスを探してみよう	5
4. 29(月)	春の植物観察会	28
5. 2(木)	春の植物観察会	3
5. 3(金)	高原を歩いて俳句を詠もう	14
5. 4(土)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座	2
5. 5(日)	山菜を味わおう	15
5. 6(月)	ツツジと野草の観察会	9
5. 8(水)	ツツジと野草の観察会	2
5. 12(日)	オオルリを観察しよう	36
5. 14(火)	オオルリを観察しよう	7
6. 8(土)	小さな観察会（昆虫を観察しよう）	20
6. 11(火)	小さな観察会（昆虫を観察しよう）	雨天中止
6. 16(日)	カッコウを探しに行こう	8
6. 18(火)	カッコウを探しに行こう	6
6. 22(土)	小さな観察会（小動物を観察しよう）	8
6. 23(日)	夏の植物観察会	15
6. 25(火)	夏の植物観察会	2
7. 7(日)	水生昆虫の観察をしよう	雨天中止
7. 13(土)	小さな観察会（昆虫を観察しよう）	30
7. 14(日)	川に棲むいきものを観察しよう	31
7. 16(火)	小さな観察会（昆虫を観察しよう）	1
7. 20(土)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座	4
7. 21(日)	植物標本を作ってみよう	25
7. 23(火)	植物標本を作ってみよう	12
7. 27(土)	小さな観察会(アニマルハウスづくり)	12
7. 28(日)	いろいろな種類のツバメを観察しよう	10
7. 30(火)	いろいろな種類のツバメを観察しよう	8
8. 4(日)	小鳥の巣箱を作ってみよう	16
8. 10(土)	小さな観察会（昆虫を観察しよう）	35
8. 11(日)	真夏の植物観察会	10
8. 18(日)	押し花で葉・コースターを作ってみよう	12
8. 24(土)	小さな観察会（小動物を観察しよう）	12
8. 27(火)	小さな観察会（小動物を観察しよう）	0
9. 16(月)	高原の秋を歩いてみよう	28
9. 18(水)	高原の秋を歩いてみよう	9
9. 22(日)	キノコと野草の観察会	27
9. 23(月)	小さな観察会（カブトムシやクワガタムシを育てよう）	28
9. 25(水)	小さな観察会（カブトムシやクワガタムシを育てよう）	2
前期合計	39回	494

表2-1-22 自然観察会参加者数（平成14年度後期）

開催日(曜日)	観察会(テーマ)	参加人数
10. 1(火)	タカの渡りを観察しよう	雨天中止
10. 3(木)	タカの渡りを観察しよう	4
10. 6(日)	秋の植物観察会	10
10. 8(火)	秋の植物観察会	5
10. 13(日)	秋の植物を描いてみよう（定員20名）	12
10. 14(月)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座（秋の自然歩道編）	4
10. 16(水)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座（秋の自然歩道編）	2
10. 20(日)	秋の高原でリースを作ってみよう（定員20名）	15
10. 27(日)	シダ植物の観察会	11
11. 3(日)	秋の植物を描いてみよう（定員20名）	4
11. 10(日)	紅葉と落ち葉の観察会	14
11. 12(火)	紅葉と落ち葉の観察会	6
11. 17(日)	押し花の額を作ってみよう（定員20名）	20
11. 24(日)	メジロの観察会	8
11. 26(火)	メジロの観察会	2
12. 8(日)	木や草の実の観察会	10
12. 10(火)	木や草の実の観察会	5
12. 15(日)	お正月用のリースを作ってみよう（定員20名）	21
12. 21(土)	冬の使者（冬鳥）を探しに行こう	0
12. 22(日)	冬の使者（冬鳥）を探しに行こう	6
12. 23(月)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座（風景・野生動物編）	0
12. 25(水)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座（風景・野生動物編）	0
1. 7(火)	冬の樹木の観察会	雪のため中止
1. 12(日)	赤い小鳥たちを探してみよう	3
1. 13(月)	冬の樹木の観察会	15
1. 15(水)	赤い小鳥たちを探してみよう	雪のため中止
2. 11(火)	ネイチャーフォト・ビデオ入門講座（飾り付け・総集編）	4
2. 16(日)	モズの求愛ダンス	雨天中止
2. 18(火)	モズの求愛ダンス	7
3. 21(金)	野生生物と人間の関わり方について	36
3. 29(土)	カワガラスを観察しよう	21
3. 30(日)	カワガラスを観察しよう	10
後期合計	32回	255
14年度合計	71回	749

(イ) 自然環境協力員の育成

自然とふれあい自然を感じるために、少し専門的な知識を学ぶ場としてネイチャースクールを開催するとともに、県内のほぼ全ての砂浜において、ボランティアの自然環境協力員によるアカウミガメ上陸産卵調査を実施しています。

表2-1-23 ネイチャースクール開催状況（平成14年度）

年 月 日	開催場所	開催テーマ	参加人数	備 考
平成14年5月18日	徳 島 市	生態系の重要性について（植生調査）	13	
平成14年6月15日	佐那河内村	水生生物の調査について	12	
平成14年10月26日	阿 南 市	アカウミガメ上陸調査結果報告会	42	
平成14年11月9日	藍 住 町	鳥類の調査について	10	
平成15年3月21日	徳 島 市	野生生物と人間の関わり方について （傷ついた野鳥との接し方）	40	
計		5回	117	

(ウ) 愛鳥週間

鳥獣保護思想の普及啓発のため、愛鳥週間行事として、次のような多彩な催しを行っています。

a 講演会「自然生態系の保全と野鳥」

講師 財団法人日本生態系協会 会長 池谷奉文氏

徳島市八万町 徳島県立21世紀館イベントホール 平成14年5月11日 （参加者65名）

b 探鳥会

出島野鳥園（那賀川町）及び城山（徳島市） 平成14年5月12日 （参加者27名）

c 平成15年度用愛鳥週間ポスター原画募集

応募数 97校 547点 知事賞 9点 入選 30点

d 平成14年度愛鳥週間ポスター原画展

徳島市元町 シビックセンター市民ギャラリー

e 密猟防止対策会議

徳島市新蔵町 徳島合同庁舎

徳島県、徳島県警察、徳島県猟友会、日本野鳥の会徳島県支部の関係者が、「密猟のできない環境づくり」を目指して協議

f 野鳥の違法捕獲等の取締り

各農林事務所ごとに警察署、鳥獣保護員と合同で実施

③ 今後の取組の方向性

自然とのふれあいを推進するためには、県民一人ひとりが自然に対する正しい理解と認識を持ち、自然とのふれあい活動に取り組むことが求められています。このことから、様々な自然体験の場を提供するとともに、自然環境に対する多くの学習機会を創出し、自然とのふれあい活動を推進していきます。